

バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の届出に関する手引き

倉敷市 市街地開発課

1 はじめに

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という）が平成18年12月に施行され、特定路外駐車場を設置する場合には、省令で定められた基準を遵守するとともに（バリアフリー新法第11条）、設置の届出が必要（バリアフリー新法第12条）です。

2 届出が必要な駐車場（特定路外駐車場）

特定路外駐車場とは、次の3つの条件全てにあてはまる駐車場をいいます。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場
- ② 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する駐車場

※ ただし、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場は除きます。

3 届出方法

バリアフリー新法に基づく届出は、駐車場法の規定による届出（路外駐車場の届出）をする際に、次項「4 届出書類」に掲げる書類を添付して届出を行って下さい。

届出窓口は、倉敷市役所本庁舎7階市街地開発課となります。また、倉敷市電子申請サービスでも届出が可能です。

4 届出書類

バリアフリー新法に基づく届出をする際は、以下に掲げる書類を1部提出して下さい。また、倉敷市電子申請サービスで届出を行う場合は、PDF ファイルで提出して下さい。

必要書類	
(1) 特定路外駐車場を設置する場合	
1	特定路外駐車場チェックリスト（様式第2-1号）
2	路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様式第2-2号）
3	附近見取図 1/10000以上
	(1) 方位・学校等の位置を記入
4	配置図・各階平面図 1/200以上
	路外駐車場車いす使用者駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示したもの

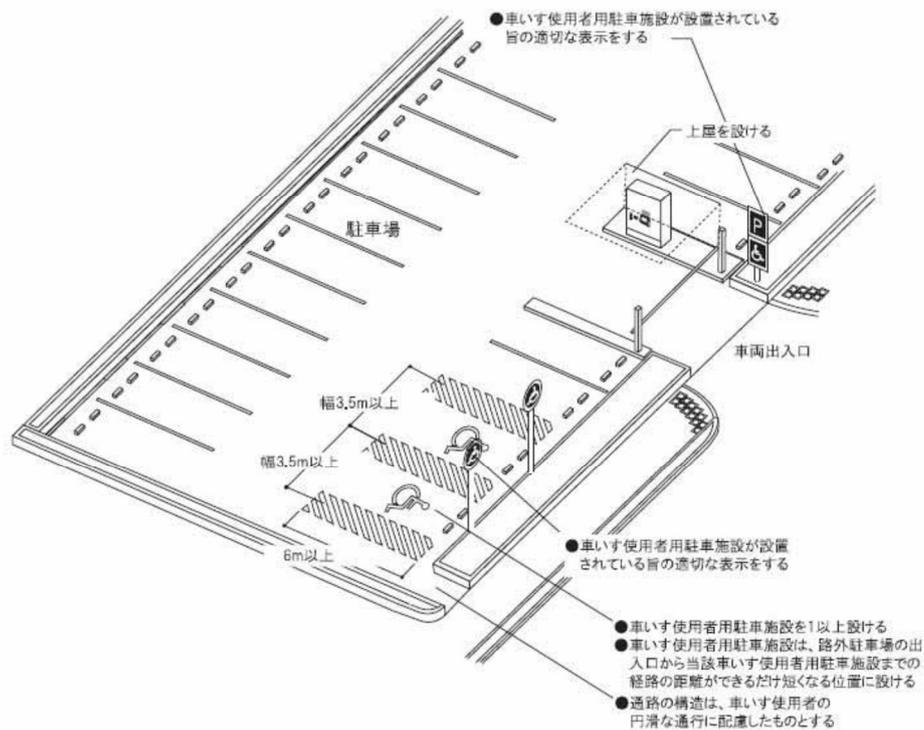
(様式第 2 - 1 号)

バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックリスト

駐車場名

移動の円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）	
車いす使用者用駐車施設について（第 2 条）	<p>特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りではない。</p> <p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設について、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 幅員を 3.5 メートル以上確保しているか<input type="checkbox"/> 車いす使用者用駐車施設であることの表示をしているか<input type="checkbox"/> 第 3 条に定める路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか
移動等円滑化経路について（第 3 条）	<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。</p> <p>路外駐車場移動等円滑化経路について、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 経路上に段差は設けていないか（ただし、傾斜路を併設する場合はこの限りでない）<input type="checkbox"/> 経路を構成する出入口の幅は、80 c m 以上確保しているか <p>経路を構成する通路について</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 幅を、120 c m 以上確保しているか<input type="checkbox"/> 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか <p>経路を構成する傾斜路について</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 幅は段に代わるものにあっては 120 c m 以上確保しているか（段に併設するものにあっては幅を、90 c m 以上確保しているか）<input type="checkbox"/> 勾配が 1/12 を超えていないか（ただし、高さが 16 c m 以下のものについては、1/8 を超えていないか）<input type="checkbox"/> 高さが 75 c m を超え、且、勾配が 1/20 を超えるものについて、高さ 75 c m 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けているか<input type="checkbox"/> 勾配が 1/12 を超え、又は、高さが 16 c m を超え、且、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか

<p>特殊の装置について（第4条）</p>	<p>第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。</p>
-----------------------	---



(様式第 2 - 2 号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づ
く、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定め省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

三 「特殊の装置」ロの「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。

四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。